別表第七(一)の表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　この調書を、特定外国新株予約権の付与に関する調書として提出する場合における記載の要領は、次による。

⑴　この調書の表の「特定新株予約権等」の字句を抹消すること。

⑵　「住所又は居所」の欄には、付与契約締結日（当該付与契約が法第29条の３第１項第６号に掲げる要件を満たすために変更がされたものである場合には、当該変更の日）の現況による住所又は居所を記載すること。

⑶　「相続人の有無」の欄には、施行令第19条の４第12項に規定する相続人の有無に応じ、「有」又は「無」を○で囲むこと。

⑷　「区分」の欄には、外国新株予約権と記載すること。

⑸　「種類」の欄には、普通株式のように記載すること。

⑹　付与契約が法第29条の３第１項第６号に掲げる要件を満たすために変更がされたものである場合には、「付与契約締結（変更）日」の欄に当該付与契約変更日を記載するとともに、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

⑺　法第29条の３第１項に規定する特定外国株式会社の所在地及び名称を「摘要」の欄に記載すること。

別表第七(一)の表中「平成　　年分　特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書」を「平成　　年分　特定株式等／特定外国株式の異動状況に関する調書」に、「委託者」を「特例適用者又は承継特例適用者」に、「受入」を「受入又は取得」に、「交付」を「交付又は譲渡等」に改め、「発行会社」の次に「又は特定外国株式会社」を加え、「受託者」を「金融商品取引業者等又は認定事業会社」に改め、同表の備考１中「特定株式又は承継特定株式の受入れ又は交付その他」を「特定株式等」に改め、「関する調書」の次に「（以下この表において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）又は法第29条の３第５項に規定する特定外国株式の異動状況に関する調書（以下この表において「特定外国株式の異動状況に関する調書」という。）」を加え、同表の備考２中「の記載」を「を、特定株式等の異動状況に関する調書として提出する場合における記載」に改め、同表の備考２⑺中「発行会社」の次に「又は特定外国株式会社」を加え、同表の備考２⑺を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑹イ中「委託者」を「法第29条の２第４項に規定する特定適用者（２において「特例適用者」という。）又は同項に規定する承継特例適用者（２において「承継特例適用者」という。）」に、「限る。）　付与契約締結時の住所又は」を「限る。）　当該付与契約締結時の住所及び」に改め、同表の備考２⑹ロ及びハ中「委託者」を「特例適用者又は承継特例適用者」に改め、同表の備考２⑹ニ中「委託者が承継特例適用者の」を「承継特例適用者について記載する」に改め、同表の備考２⑹を同表の備考２⑺とし、同表の備考２⑸までを同表の備考２⑹から⑻までとし、同表の備考２⑷を同表の備考２⑸とし、同表の備考２⑶を同表の備考２⑷とし、同表の備考２⑵を同表の備考２⑶とし、同表の備考２⑴を同表の備考２⑵として次のように加える。

⑴　この調書の表の「特定外国株式」の字句を抹消すること。

別表第七(二)の表の備考３を同表の備考４とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　この調書を、特定外国株式の異動状況に関する調書として提出する場合における記載の要領は、次による。

⑴　この調書の表の「特定株式等」の字句を抹消すること。

⑵　「住所又は居所」の欄には、その年12月31日の現況による住所又は居所を記載すること。

⑶　「特例適用者」の欄に○印を付すこと。

⑷　「事由」の欄には、株式分割、併合、無償割当て、合併、分割型分割、株式交換、株式移転、取得事由の発生、取得決議、解散、付与契約の変更、相続、贈与、譲渡のように記載すること。

⑸　「受入又は取得」の「株式数」の欄には、施行令第19条の４第７項に規定する特例適用者（３において「特例適用者」という。）が同項に規定する特定取得（３において「特定取得」という。）をした同項に規定する特定外国株式（同条第９項の規定により特定取得をしたものとみなされたものを含む。３において「特定外国株式」という。）の数を記載すること。

⑹　「権利行使価額」の欄には、特例適用者が新株予約権の行使の際に払い込んだ金額を記載すること。

⑺　「交付又は譲渡等」の「株式数」の欄には、特例適用者が譲渡（施行令第19条の４第７項に規定する譲渡をいう。以下この表において同じ。）又は贈与をした特定外国株式に係る同一銘柄株式（同項に規定する同一銘柄株式をいう。）の数を記載すること。

⑻　「譲渡の対価の額」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

イ　法第29条の３第３項の規定により特定外国株式の譲渡があつたものとみなされた場合　同項各号に掲げる事由が生じた時における当該特定外国株式の価額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　特定外国株式の譲渡その他の事由による異動により特例適用者が支払を受けた対価の額又は交付を受けた金銭その他の資産の額

⑼　「年末残高」の欄には、その年12月31日における施行令第19条の４第10項に規定する特定残株数を記載すること。

⑽　次に掲げる場合には、「摘要」の欄に、それぞれ次に定める事項を記載すること。

イ　特例適用者の住所又は氏名が付与契約締結時（当該付与契約が法第29条の３第１項第６号に掲げる要件を満たすために変更がされたものである場合には、当該変更の日。イにおいて同じ。）の住所又は氏名と異なる場合（当該特定取得をした日の属する年分に限る。）　当該付与契約締結時の住所及び氏名

ロ　特例適用者の納税管理人が明らかな場合　その氏名及び住所又は居所

ハ　特例適用者の死亡の事実を知つた場合　その旨及び当該特例適用者の死亡年月日

ニ　認定事業会社又は特定外国株式会社（法第29条の３第１項に規定する特定外国株式会社をいう。）の所在地又は名称に変更があつた場合　変更前の所在地又は名称

⑾　特定外国株式のうちに分割承継法人株式等が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等以外の特定外国株式との別に区分してそれぞれの欄に記載するとともに、「発行会社又は特定外国株式会社」の欄に当該分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第113条第１項に規定する分割承継法人及び分割承継親法人の所在地及び名称を記載し、「摘要」の欄に同項に規定する分割法人の所在地及び名称を記載すること。

別表第七(三)の表の備考１中「同条第７項」を「法第37条の11の３第７項」に改める。

別表第七(三)の表の備考２⑸ロ中「第18条の15の９第３項第５号イ」を「第18条の15の９第２項第５号イ」に改め、同表の備考２⑺ハ中「第18条の15の９第３項第７号ロ」を「第18条の15の９第２項第７号ロ」に改め、同表の備考２⑽中「第18条の15の９第２項」を「第18条の15の９第１項」に改める。

別表第八の表の備考３⑵中「第18条の21第10項第１号ロ」を「第18条の21第９項第１号ロ」に、「第18条の23の２第12項第３号」を「第18条の23の２第11項第３号」に改め、同表の備考５中「第26条第８項第１号」を「第26条第９項第１号」に、「第26条の４第10項第１号」を「第26条の４第11項第１号」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十一の改正規定を次のように改める。

第十八条の十一第十一項第一号中「第十八項に」を「第十九項に」に改め、同号ハ中「第十八項第一号ハ」を「第十九項第一号ハ」に改め、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十六項第三号又は第二十項第三号」を「第十七項第三号又は第二十一項第三号」に、「第二十項第一号」を「第